令和元年度(平成31年4月、令和元年5月一)苦情解決処理状況報告

苦情解決実施状況(苦情内容については下記参照)

第1回	4月26日	第4回	7月26日	第7回	10月25日	第10回	1月31日
第2回	5月31日	第5回	8月30日	第8回	11月29日	第11回	2月28日
第3回	6月28日	第6回	9月27日	第9回	12月27日	第12回	3月27日

苦情解決結果報告(苦情内容)

No 月日 申立者 学年 性別 苦情内容 1 4/26 (1) 小学生女名 小学生男B(いじめられる。何とかして	苦情解決結果報告 (苦情內容)								
1 4/26 2 5/31 3 6/28 4 7/26 5 8/30 6 9/27 6 9/27 7 10/25 7 10/25 7 10/25 1 1 4 7/26 2 5/30 3 6/28 3 6/28 4 7/26 5 8/30 6 9/27 6 9/27 6 9/27 7 10/25 7 10/25 7 10/25 8 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2<	No	月日	申立者	学年	性別	相手	学年	性別	苦情内容
2 5/31 小学生女F AがBにいじめられている。助けてあげて欲しい。 3 6/28 ①匿名 「1人1人の職員のルールや言い分が違うので統一してほしい」その他、同一人物と思われる手紙が2通。 5 8/30 ①女児複数名 6 9/27 ②女児複数名 7 10/25 ①中学生女J 7 10/25 ②匿名 7 10/25 ②匿名 7 10/25 ※②は匿名ながらJの可能性がある。	1	4/26							小学生男 B にいじめられる。何とかして
3 6/28 4 7/26 5 8/30 0 匿名	2	5/31							小学生男 E がおもちゃを返してくれな
4 7/26 5 8/30 ①匿名	3	6/28							A が B にいじめられている。助けてあげ
5 8/30 「1人1人の職員のルールや言い分が 違うので統一してほしい」その他、同一 人物と思われる手紙が2通。 ①女児複数名 小学生女Aにシャンプー等をバスタオ ルにかけられた。 ①中学生女J 「はやくじゅくの日と TSC の日をおぼ えてほしい」、他1通が投函されていた。 7 10/25 ②匿名 「小がく1年生のK(小1女)がまじ生 意気でころしたい 中3女子」という手 紙が投函されていた。 ※②は匿名ながらJの可能性がある。	4	7/26							苦情は無し。
6 9/27 小学生女Aにシャンプー等をバスタオルにかけられた。 ①中学生女J 「はやくじゅくの目と TSC の日をおぼえてほしい」、他1通が投函されていた。 7 10/25 ②匿名 「小がく1年生のK(小1女)がまじ生意気でころしたい中3女子」という手紙が投函されていた。※②は匿名ながらJの可能性がある。 ※②は匿名ながらJの可能性がある。	5	8/30							「1人1人の職員のルールや言い分が 違うので統一してほしい」その他、同一
7 10/25 「はやくじゅくの日と TSC の日をおぼえてほしい」、他 1 通が投函されていた。 ②匿名 「小がく 1 年生の K (小 1 女) がまじ生意気でころしたい 中 3 女子」という手紙が投函されていた。 ※②は匿名ながら J の可能性がある。	6	9/27							小学生女Aにシャンプー等をバスタオ
8 11/29 苦情は無し	7	10/25							「はやくじゅくの日と TSC の日をおぼえてほしい」、他 1 通が投函されていた。 ②匿名 「小がく 1 年生の K (小 1 女) がまじ生意気でころしたい 中 3 女子」という手紙が投函されていた。
	8	11/29	Y						苦情は無し

9	12/27				①小学生女H 小学生女Aが自分の私物を勝手に使っ ていた。
1 0	1/31				①小学生女H 小学生女Aが自分の化粧水を勝手に使っていた。
1 1	2/28				①小学生女H 小学生女Aが私の花を捨てた。弁償して 欲しい。 ②中学生男 M 衣類購入について。なぜ購入する店が決 まっているのか、欲しい服がある店があ る。そこで買わせて欲しい。
1 2	3/27				①小学生女 F 小学生女 H の態度が意地悪に感じる。 何とかして欲しい。

令和元年度 苦情解決結果報告 (処理経過及び結果)

No	処 理 経 過	結 果
	①小学生女 A	①4/20、園長受付。「B に悪口を言われたり叩かれ
	小学生男 B にいじめられる。何とかして欲しい。	たりする、何とかして欲しい」という申し出があ
		った。苦情申出人(A)担当の保育士、B 担当の
		保育士がAとBそれぞれに確認。Aの体には怪我
		やあざは確認されなかった。B に自分よりも弱い
1		子をいじめてはいけないこと、それはとてもかっ
		こ悪いことであることを指導した。B は最初ふて
4/26		くされていたが、A に謝ることができた。
		今年度の事業計画と子どもたちの傾向、進路予定
		について苦情解決委員に説明する。
		4/1 付で入所なった C 兄弟(中 1 男、幼女、幼男)
		を苦情解決委員に紹介、激励していただく。
	①小学生男 D	①5/7、苦情申出人(D)担当の保育士受付。E に
2	小学生男 E がおもちゃを返してくれない。	おもちゃを貸してほしいと言われ「少しの間だけ」
2		と貸したがいつまでたっても返してくれない。大
5/31		西保育士が E に確認すると、最初は D をからかう
5/51		ようなそぶりを見せたが保育士が指導をし、「冗談
		やて」と返すことができた。
	①小学生女 F	①6/11、指導員受付。苦情申出人 (F) がいじめの
	AがBにいじめられている。助けてあげて欲しい。	現場を目撃し、止めたが自分では止められないと
		言いに来た。急いで指導員が駆け付けると B が A
		を怒鳴りつけているところであった。間に入り、
3		事態の理由を尋ねるが B は逆切れのような状態を
		続け悪態をはくばかり。A に落ち度はないような
6/28		ので保育士と別室に待機させる。体を確認したが
		怪我はない。いじめは絶対にしてはいけないこと
		を強く指導した。その日は謝ることができず。翌
		日B担当の保育士が指導、冷静になっていたこと
		もあり反省しAに謝罪することができた。
	苦情は無し。	苦情解決委員に夏休みの行事予定、帰省予定を説
4		明する。事故・怪我の無いよう指導を受けた。
4		
7/26		
1/20		
		<u> </u>

_		T
	①匿名	①8/28、苦情受付箱に投函されていたものを受付。
	「1人1人の職員のルールや言い分が違うので統	「1人1人の職員のルールや言い分が違うので統
	一してほしい」その他、同一人物と思われる手紙	一してほしい」、「ある特定の職員が子ども側の意
	が 2 通。	見を聞かず自分の正しいを決めつけそれを子ども
		側に主張するので少しはこちら側のことを考えて
		欲しい」、「ある職員が、特定の子には優しくして、
		自分が嫌いな子には(自分の思い通りに動いてく
5		れない子)厳しくしかったりするのでどうにかし
		 てほしい」という 3 通。匿名であるが、筆跡から
8/30		 同一人物であり中高生と思われた。職員間で共有
		したのち、子どもたちが集まる夕食時間に、具体
		的なことを教えて欲しい旨と、書かれていたこと
		について職員の心がけとして気をつける旨を伝え
		た。その後名乗り出る子どもはいない。
		元。CV及れたケ田も「C Olav なv。
		 8/1 付で入所となった G (中 3 男) を苦情解決委
		員に紹介、激励していただく。
	□	①9/4、保育士受付。小学生女児がこぼれたシャン
	小学生女Aにシャンプー等をバスタオルにかけら	プーを中学生女児のバスタオルで拭いているのを
	れた。	目撃、保育士に苦情として報告した。それまでに
		も、バスタオルが液体で濡れており、児童私物の
		シャンプーや乳液等が減っていることがあったと
		いう。保育士が聞き取りを行ったところ、匂いを
		嗅いでみたくて出したらこぼしてしまったので手
		近なタオルで拭いてしまったと答える。過去のも
		のについても同様の答えで、そう何度もこぼすの
		かと尋ねると「わからん」と答える。人の物を勝
6		手に触らないこと、もし失敗してもごまかそうと
		しないことを厳しく指導する。
9/27		翌 9/5、同様の問題行動が発生。保育士が聞き取り
		と指導を行い前日と同内容の答えを得る。なお、
		A担当の指導員、個別対応職員、心理士がそれぞ
		れ場面や態度を変えて聞き取りを行ったが、回答
		(良い匂いを嗅ぎたくて少し出したら多く出てし
		まい(こぼれてしまい)慌ててふき取ったが、発
		覚が怖くてそれを隠してしまった。叱られるのは
		嫌だししてはいけないことだとわかっているが気
		が付くとやってしまっている)は一貫していた。
		その後、9/9 にも同様の問題行動があった。
		Aは保育士と共にその都度、被害にあった女児に

謝罪を行っている。苦情申出人らは完全に納得されたわけではないがそれぞれ許していただいている。

環境調整として、シャンプー等の置き場所を本児の目線に入らない高いところにした。入浴時間の組み直しを行い、本児と関係の良い上級生と同じ時間にして心理的な抑止力とした。職員の入浴指導を丁寧に行い、本児が浴室で一人きりになる場面がないよう心掛けることとした。

心理士の見立てとしては、本児には知的障害があり、意図しての問題行動ではなく、生理的(主に大脳の神経伝達のネットワーク)な未熟により、○○がしたい、失敗をリカバリしたいという思いが、それをすれば叱られるという合理的な思考よりもはるかに前面に出てしまい衝動的(というよりは反射的に)してしまうのでは、と考えている。発達に伴い改善することを期待するが難しいかもしれない。しかし同時に、施設内でもいじめられやすいタイプの子どもであり、それに対するSOSとしての行動が特性と結びついてしまっていることも否定はできない。担当の保育士は今後問題行動があった際には、叱責・指導は軽めにし、共感的に寄り添い、本児の思いを傾聴することに重点を置くこととした。

9/1 付で入所した J を苦情解決委員に紹介し、激励していただく。

①中学生女 J

「はやくじゅくの日と TSC の日をおぼえてほしい」、他 1 通が投函されていた。

②匿名

10/25

「小がく 1 年生の K (小 1 女) がまじ生意気でころしたい 中 3 女子」という手紙が投函されていた。

※②は匿名ながら**J**の可能性がある。

①10/23、苦情受付箱より回収。「はやくじゅくの日とTSCの日をおぼえてほしい」、「スピーカーうるさい」という内容。塾とTSCの曜日については、事務室内に予定日を張り付けることとした。なお、苦情受付担当者(心理士)は送迎を担当した際にカウンセリング時の癖で<今日は○○でいいね?>と確認してしまうことがある。それがこの件に関しては苦情申出人に不安を与えていたのかもしれない。気をつける。このことを苦情申出人に説明し、理解を頂いた。

②10/23、苦情受付箱より回収。「小がく 1 年生の K (小 1 女) がまじ生意気でころしたい 中 3 女

		子」とあった。この時期に中3女子はおらず、ま
		た筆跡が J に似ている。過激な内容から匿名とし
		たのかもしれない。万が一のことがあるので匿名
		として扱う。児童自治会の場で「1 年生の K」と
		いう名前や「ころしたい」という内容をぼかした
		うえで、担当職員と一緒に年上児童とのかかわり
		方を勉強していくことを約束し理解して欲しいと
		お願いした。特に反応は無し。Kはその性格傾向
		(生得的なものもあるとは思うが多くは成育歴に
		起因するものと思われる) 構って欲しいがゆえに
		過剰にしつこくなりがちなので注意が必要であ
		る。
8	苦情は無し。	苦情は無し。
11/29		苦情解決委員に施設の現状について報告。
	①小学生女H	①12/18、保育士受付。Aが苦情申出人の文房具を
	小学生女Aが自分の私物を勝手に使っていた。	勝手に使っていた、と訴える。保育士がAに確認
		したところ、当初は自分のものと間違えたと言い
		 張ったが、やがて認めた。保育士が指導と聞き取
9		 りを行ったところ「かわいかったので(手に)取
		ってしまった」「(気が付けば)使ってしまった」
12/27		と説明した。保育士と一緒にHに謝罪し苦情申出
		人には納得していただく。
		The same of the sa
		 12/1 付で入所したNを苦情解決委員に紹介した。
	①小学生女H	①1/23、小学生女児複数名がもめているところに
	│ │小学生女Aが自分の化粧水を勝手に使っていた。	保育士が介入、苦情申出人より「Aがお風呂場に
		置いてあった私の化粧水を勝手に使っていた」と
		報告を受ける。今回は現行犯とのこと。保育士が
		指導と聞き取りを行ったが、先月の苦情と同様に
		「(気が付けば)使ってしまった」と話す。
1 0		翌日 (1/24)、主任指導員 (A担当) が改めて指導、
1 0		
1/01		涙を流して反省を示すが自分でもわからない間に
1/31		してしまうことを説明した。
		苦情申出人に謝罪し、納めていただく。
		苦情解決委員で当施設スーパーバイザー(発達心
		理学者・岐阜大学名誉教授)、子ども相談センター
		心理司、また心理士より愛知教育大学名誉教授(臨
		床心理学)他、複数名の有識者に相談したが、9
		21

	月時の心理士の見立て同様の意見にとどまってい
	る。
	本日付けで入所した小学生男Oを苦情解決委員に
	紹介し、激励していただく。
	①2/1、保育士(苦情申出人担当)受付。苦情申出
の花を捨てた。弁償して欲しい。	人が購入した造花を A が勝手に捨ててしまったと
	いう。A に確認すると認め謝罪。一緒に捨てたと
	いうゴミ箱を探すが見つからず。購入した店にも
て。なぜ購入する店が決まってい	同じものはなく現金にて弁済した。
服がある店がある。そこで買わせ	
	②2/6、園長受付。決まった店は掛け売りが可能で
	あり納品書・領収書がしっかりしていること、そ
	れ以外の店はレシートしかもらえずしっかりとし
	 た記録を残すことに手間があることを説明した。
	 苦情申出人は納得されたが「それでも欲しい服が
	ある」とのこと。次回、衣類購入時にその服に限
	り購入を許可する旨、約束した。
	なお、この後に新型コロナウイルスの全国な流行
	が始まり、当施設では感染予防のためこども子ど
	もを伴っての衣類購入を見合わせており希望する
	服を購入できていない(令和元年度末現在)。
	①3/16、保育士受付。苦情申出人は H との関係が
度が意地悪に感じる。何とかして	いかに悪いか、H が自分に対して言葉がきつく、
	 傷ついていることを訴える。傾聴。保育士(苦情
	 申出人と H 担当)が介入し、苦情があったことは
	│ │伏せて、職員から見て二人の仲を心配している旨、│
	H に伝える。H はきつい言動に対して一定の反省
	を示した。一応の和解をした。
	苦情申出人とHの関係性は日替わりなところはあ
	るものの、ここ数か月は険悪な状態にあることを
	 職員側も把握していた。H は苦情申出人に限らず
	年下他児に対して言動が高圧的なところがあり継
	続して指導をしている最中である。
	3/25 付で入所した P 兄妹を苦情解決委員に紹介
	し、激励していただく。
	て。なぜ購入する店が決まってい服がある店がある。そこで買わせ